

府中市エコハウス設備設置費助成金交付要綱

平成17年11月9日

要綱第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び府中市環境基本条例（平成11年3月府中市条例第6号）に基づき、環境との調和を保ちつつ持続的発展が可能な循環型社会をつくるため、エコハウス設備の設置に係る費用に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコハウス設備 別表第1に掲げる設備をいう。
- (2) 住宅 市民(住民票に記載されている住所が市内である者をいう。)が自ら居住するために用いる市内に存する家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

(助成対象設備)

第3条 助成金の交付の対象となる設備は、次に掲げるエコハウス設備（断熱窓及び雨水浸透施設を除く。以下この項において同じ。）とする。

- (1) 未使用の状態で購入により取得したエコハウス設備で、設置した日の翌日から起算して1年を経過していないもの
 - (2) 購入した建売住宅に設置されていたエコハウス設備（当該設置の際に未使用の状態であるものに限る。）で、当該住宅の引渡しを受けた日から起算して1年を経過していないもの
- 2 断熱窓にあつては、既設住宅（新築及び建売住宅を除く。）の居室（居間、食事室、子ども室、寝室その他継続的に使用するものをいう。以下同じ。）の既存の窓に対する内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換により当該居室の全ての窓を断熱窓にする場合に限り、助成金の交付の対象とするものとする。
- 3 雨水浸透施設にあつては、府中市地域まちづくり条例（平成15年9月府中

市条例第18号)第17条第1項各号に掲げる開発事業により建築された住宅に設置する場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- (1) 府中市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 地方税を滞納していない者
- (3) 未使用の状態のエコハウス設備を設置した住宅に居住する者又は未使用の状態のエコハウス設備が設置された建売住宅の引渡しを受け、当該建売住宅に居住する者
- (4) 別表第1に掲げるエコハウス設備のうち同じ種類のものの設置について、同一の世帯に、この要綱による助成金の交付を受けている者がいない者

(助成額)

第5条 助成金の額は、助成対象設備について、次に掲げる額を比較して少ない方の額とする。

- (1) 別表第2に定める基準額
- (2) 助成対象設備の設置に要する費用の実支出額から他の制度による助成金その他の収入の額を差し引いた額

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、エコハウス設備の設置後、申請書に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否について、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、請求書により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が希望するときは、前条の規定による通知を受ける前に、請求書により市長に助成金の交付を請求することができる。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求に基づき、請求内容及び添付書類を確認の上、助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の返還を請求した場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) エコハウス設備の設置に関するアンケート調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(様式)

第14条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月9日から施行する。

(府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱の廃止)

- 2 府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱は、廃止する。

(令和5年度における補助対象者に関する特例)

- 3 規則第7条第1項に規定する交付の決定を受けず、令和5年5月24日以降

に本要綱に規定するエコハウス設備の設置工事に着手した者（建売住宅の場合にあつては、エコハウス設備を設置された建物の引渡しを受けた者）については、第4条第1号、第2号及び第4号のいずれにも適合する場合に限り、令和5年度における補助対象者とみなすことができる。

付 則（平成19年3月14日要綱第25号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月4日要綱第21号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月26日要綱第24号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日要綱第52号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日要綱第42号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に設置したエコハウス設備に係る補助金の交付額について適用し、施行日前に設置したエコハウス設備に係る補助金の交付額については、なお従前の例による

付 則（平成25年3月28日要綱第52号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年2月8日要綱第19号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月12日要綱第18号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年3月2日要綱第8号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月28日要綱第33号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年11月2日要綱第63号）

この要綱は、令和5年11月2日から施行し、この要綱による改正後の付則第3項の規定は、令和5年5月24日から適用する。

付 則（令和6年5月9日要綱第60号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の府中市エコハウス設備設置費助成金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に設置されたエコハウス設備の設置に係る費用について適用し、同日前に設置されたエコハウス設備の設置に係る費用については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条)

種 類	内 容
住宅用太陽光発電システム	<p>太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムで、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 電力会社との電力受給契約に基づき、住宅用の低圧配電線と逆流のある系統連結をしていること。</p> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュールの認証に相当する認証を受けているもの又は市長がそれと同等の性能と認める太陽電池モジュールを有する機器で構成されていること。</p>
太陽熱高度利用システム	<p>一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定をうけた機器又は市長がそれと同等と認めるもの</p>
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	<p>住宅の用途に供する二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であって、風呂の保温機能がある機種にあつては、日本産業規格C9220評価に基づく年間給湯保温効率が2.7以上であるものとし、風呂の保温機能がない機種にあつては、日本産業規格C9220評価に基づく年間給湯効率が3.1以上であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器については、当該年間給湯保温効率若しくは当該年間給湯効率が2.4以上であるもの又は同等の性能を有すると市長が認めるものとする。</p> <p>(1) 貯湯容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型タイプを含む。）</p> <p>(2) 多缶式タイプ</p> <p>(3) 多機能タイプ</p>
家庭用燃料電池コージェネレーション・システム	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会による機器の登録（家庭用燃料電池システム（エネファーム）機器登録要領（令和3年9月21管090801号）第4条第1項に規定する登録をいう。）を受けた家庭用燃料電池コージェネレーション・システムと同等の性能を有するもの</p>
雨水浸透施設	<p>建物等の屋根に降った雨水を地中に浸透させるための構造を持ったますで、その構造が府中市雨水浸透施設技術指針に適合するもの</p>
雨水貯留槽	<p>植木への散水等の雑用水、防災用水等に活用するために、雨どいに接続して雨水を貯留するタンク</p>

断熱窓	<p>既存住宅における断熱リフォーム支援事業において、補助の対象となる製品として登録されている部材を用いた窓又は市長がそれと同等の性能と認めるもの</p>
家庭用蓄電池システム	<p>住宅用途に供する蓄電池システムであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 太陽光エネルギー等を利用して発電した電力を蓄えるシステムで、一般社団法人環境共創イニシアチブがネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の補助対象となる機器として登録した製品であること又は市長がそれと同等の性能と認めるもの</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電システムと併用しているもの</p>

別表第2（第5条）

区 分	基準額
住 宅 用 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	太陽光システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値1キロワット（小数点以下第3位を四捨五入した値）につき2万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、限度額を10万円とする。
太 陽 熱 高 度 利 用 シ ス テ ム	2万円
二 酸 化 炭 素 冷 媒 ヒ ー ト ポ ン プ 給 湯 器	1万5,000円
家 庭 用 燃 料 電 池 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン ・ シ ス テ ム	2万5,000円
雨 水 浸 透 施 設	別に定める標準工事費価格又は設置に要する費用を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、限度額を10万円とする。
雨 水 貯 留 槽	雨水貯留槽本体と架台の購入に要する費用の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に必要数量を乗じて得た額とし、限度額を1万円とする。
断 熱 窓	設置に要する費用の5分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、限度額を10万円とする。
家 庭 用 蓄 電 池 シ ス テ ム	蓄電可能な容量1キロワットアワー（小数点以下第3位を四捨五入した値）につき2万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、限度額を10万円とする。